

正誤表

契約書の名称	正	誤
	<p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第52条 前2条に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>	<p>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第52条 第50条及び前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p>
<p>建設工事請負契約書 建設工事請負契約書（中間前金払用）</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等) 第54条第4項 第1項各号又は第2項第1号、第2号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等) 第54条第4項 第1項各号又は第2項1号、2号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p>

正誤表

契約書の名称	正	誤
土木設計業務等委託契約書	<p>(契約不適合責任) 第40条第4項 (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p>	<p>(契約不適合責任) 第40条第4項 (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p>
土木設計業務等委託契約書 (債務)	<p>(発注者の催告によらない解除権) 第43条 (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。</p>	<p>(発注者の催告によらない解除権) 第43条 (7) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる債権を譲渡したとき。</p>
土木設計業務等委託契約書 (債務)	<p>(発注者の損害賠償請求等) 第50条第2項 (1) 第42条、第43条又は第43条の2の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p>	<p>(発注者の損害賠償請求等) 第50条第2項 (1) 第43条又は第44条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p>
建築設計業務等委託契約書	<p>(発注者の任意解除権) 第45条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第47条、又は第47条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(発注者の任意解除権) 第45条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第47条、又は第47条の2、必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p>

正誤表

契約書の名称	正	誤
建築設計業務等委託契約書 建築設計業務等委託契約書（債務）	（発注者の催告によらない解除権） 第47条 (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。	（発注者の催告によらない解除権） 第47条 (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる債権を譲渡したとき。
建築設計業務等委託契約書（債務）	（契約不適合責任） 第44条第4項 (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。	（契約不適合責任） 第44条第4項 (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
事業損失調査業務委託契約書	（契約不適合責任） 第39条第4項 (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。	（契約不適合責任） 第39条第4項 (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
工事監理業務委託契約書	（発注者の催告によらない解除権） 第32条 (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる業務委託料債権を譲渡したとき。	（発注者の催告によらない解除権） 第32条 (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に、この契約から生じる債権を譲渡したとき。

正誤表

契約書の名称	正	誤
物品単価契約書	<p>(発注者の解除権) 第12条第2項 (11) <u>第14条</u>の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。</p>	<p>(発注者の解除権) 第12条第2項 (11) <u>第15条</u>の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。</p>
印刷請負単価契約書	<p><u>(受注者の損害賠償請求) 第21条 (削除)</u></p>	<p><u>(受注者の損害賠償請求)</u> <u>第21条 発注者は、第16条第7項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。</u> <u>2 前項の規定は、前条第1号に該当し、同条の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。</u></p>
<p>機器の賃貸借 (長期継続契約)</p> <p>機器の賃貸借 (債務負担)</p>	<p>(総則) 第2条第2項 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務 (<u>第19条第2項第12号</u>を除き、以下「業務」という。)を行わなければならない。</p>	<p>(総則) 第2条第2項 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務 (<u>第20条第1項</u>を除き、以下「業務」という。)を行わなければならない。</p>
<p>自動車の賃貸借 (長期継続契約)</p> <p>自動車の賃貸借 (債務負担)</p>	<p>(総則) 第2条第2項 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務 (<u>第18条第2項第12号</u>を除き、以下「業務」という。)を行わなければならない。</p>	<p>(総則) 第2条第2項 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務 (<u>第19条第1項</u>を除き、以下「業務」という。)を行わなければならない。</p>

正誤表

契約書の名称	正	誤
調査業務	<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。</p>	<p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、契約金額の年額相当額の100分の5に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。</p>
	<p>(賠償額の予定等)</p> <p>第27条第1項</p> <p>受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。</p>	<p>(賠償額の予定等)</p> <p>第27条第1項</p> <p>受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。</p>
	<p>(賠償額の予定等)</p> <p>第27条第2項</p> <p>受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>(賠償額の予定等)</p> <p>第27条第2項</p> <p>受注者が第4条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p>
システム開発	<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第32条</p> <p>発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約期間終了後から1年間以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>(契約不適合責任期間)</p> <p>第32条</p> <p>発注者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約期間終了後から1年間以内にその旨を受託者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>
	<p>(受注者の解除権) 第29条</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(受注者の解除権) 第29条</p> <p><u>2 前項に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。</u></p>